

後期高齢者医療

# 被保険者証と保険料決定通知書を送付

## ■均等割額の軽減

世帯（被保険者全員と世帯主）の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

【表2】

軽減割合	軽減の要件
8.5割(※1)	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下
8割(※1)	8.5割軽減に該当する世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、(33万円+28万円×被保険者数)以下
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、(33万円+51万円×被保険者数)以下

※1 本来は、7割軽減ですが、特例措置により平成31年度も8.5割または8割軽減になります。

## ■1カ月の自己負担限度額

【表3】

区分	外 来 (個人単位)		外来+入院 (世帯単位)	
	課税所得	課税所得	課税所得	課税所得
現役並み所得者	690万円以上	380万円以上	145万円以上	
	252,600円+1%(※2) (140,100円) (※3)	167,400円+1%(※4) (93,000円) (※3)	80,100円+1%(※5) (44,400円) (※3)	
一 般	18,000円 (年間上限 144,000円)		57,600円 (44,400円) (※3)	
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円		
	低所得Ⅰ	15,000円		

- ※2 「+1%」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※3 過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。
- ※4 「+1%」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※5 「+1%」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算。
- ※所得区分
  - ・現役並み所得者…窓口負担割合が3割の人
  - ・一般…窓口負担割合が1割で住民税課税世帯の人
  - ・低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
  - ・低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人

## 被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに、7月中旬に被保険者証(桃色II写真)を送付します。有効期間は1年です。



## 保険料の決定と支払い方法

平成31年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

【表1】 保険料の算定方法

保険料 (限度額 62万円)	
均等割額 (被保険者1人あたり) 47,890円	所得割額 { 総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円) } × 9.39%

## ▽特別徴収の場合は

4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料(仮算定)を天引きし、10月・12月・2月で前年所得に基づいて年間分を計算し直した保険料と仮算定分の差額を天引きします。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の人や介護保険料と合わせた保険料額が1回の年金支払額の2分の1を超える人は年金天引きの対象になりません。

【表2】 軽減の要件

保険料は、年金からの天引き(特別徴収)または口座振替等(普通徴収)により納めていただきます。

普通徴収の場合は納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替ま

たは納付書で金融機関等へ納めてください。

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費(一部負担金)の

分割(窓口負担)を前年の所得により判定します。

○窓口負担割合の判定(世帯単位)

○負担割合を1割に軽減

1カ月の医療費が高額になったとき

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人で、保険料を負担していなかった人については、保険料の所得割額がゼロから、均等割額も資格取得時から2年間5割軽減されます。

国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません。平成30年度の均等割額は、特別に資格取得後3年目以降も5割軽減されていましたが、31年度から3年目以降の軽減が廃止されます。ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、均等割の軽減が受けられます。

軽減要件

①世帯内の被保険者が1人の場合、収入金額が38.3万円未満。

②世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が52.0万円未満。

③世帯内の被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、それらの収入金額の合計が52.0万円未満。

▽申請に必要なもの

被保険者証、個人番号カードまたは

他の個人番号確認書類、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写し等)、印かん

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が高額療養費として支給されます【表3】。ただし、差額ベッド代など、保険診療外のものは対象になりません。

該当する人には、口座登録のための申請書を送付します。なお、低所得Ⅰ・Ⅱおよび、現役並み所得者(住民税課税所得690万円以上の人以上)に該当する人は、医療費が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしていただく、医療機関での窓口負担が自己負担限度額までの支払額となります(低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、入院時の食事代も減額されます)。

## 福祉医療

# 8月からの新受給者証を送付

老人医療(満65歳~69歳)、ひとり親家庭医療、重度障害者(児)医療の福祉医療費受給者証は、8月1日から翌年7月31日までの1年間をひと区切り(年度)として交付しています。

現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月未までに新しい受給者証を郵送します。8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

重度心身障害老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人に郵送します。

なお、所得制限等で、平成30年度は福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業に非該当だった人で、平成30年中の所得が減少した等で、令和元年8月以降に新たに該当する人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療等の各制度は、所得制限額(表)および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。詳細は、お問い合わせください。

## 所得制限額

区分	扶養人数	0人				1人				2人				以降1人につき			
		本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者	本人	扶養義務者		
老人医療	老人世帯(60歳以上の人のみ)	本人	159万5千円以下	197万5千円以下	235万5千円以下	38万円加算											
		扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算											
老人医療	一般世帯(60歳未満の人がいる)	世帯全員が所得税非課税															
		世帯全員が所得税非課税															
障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業	本人	本人	360万4千円以下	398万4千円以下	436万4千円以下	38万円加算											
		扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算											
ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算												

※上記の額は、平成30年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。

## 老人医療負担金貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等の要件があります。詳細は、お問い合わせください。